



屋外でのごみの焼却は、法律で**禁止**されています！

廃棄物を屋外で焼却する行為は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第16条の2において、一部の例外を除き禁止されています。**法律に違反して廃棄物の屋外焼却を行った場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**(法人は3億円以下の罰金)、またはその両方が科されることがあります。

屋外でのごみの焼却行為は大量の煙や悪臭を発生させ、近隣の生活環境に支障を来します。家庭から出た雑草(落ち葉)や枝(枝葉)などは、焼却せずに、ごみとして処理しましょう。

【問い合わせ】▽屋外でのごみの焼却行為に関する事…環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)

▽ごみの直接搬入に関する事…清掃センター(☎282-7289)

近隣にお住まいの方に迷惑を掛けるような焼却行為はやめましょう

下記の「屋外でのごみの焼却行為禁止の例外」に該当する場合でも、**生活環境に支障が生ずるなどの苦情等がある際は、指導等の対象となります**。やむを得ず屋外でごみを焼却する際は、火災に注意するほか、近隣の住民に迷惑を掛けないようお願いします。

【屋外でのごみの焼却行為禁止の例外】

▽国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(例：河川敷、道路そばの草焼き)

▽震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(例：災害時の応急対策、火災予防訓練)

▽風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：しめ縄、門松をたく行事などの地域行事)

▽農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：焼き畑、麦わらの焼却)

▽たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

■焼却中は、絶対に火元から離れないで！

屋外でごみを焼却中に、庭の木に火が燃え移り、消防車などが出動する事例が村内で発生しています。屋外でごみを焼却する際は、火災の恐れがあるため、絶対に火元から離れないでください。

■「もみ焼き」はマナーを守って！

稲刈りが終わる時期になると、村内のあちこちで、**燐炭**(米を収穫した際に出るもみ殻をいぶし焼きにして炭化させたもの)を作るための「もみ焼き」が見られます。もみ焼きの際は、「住宅地では燃やさない」「周囲の住民に迷惑を掛けない」などの配慮をお願いします。

家庭から出た雑草(落ち葉)や枝(枝葉)は「指定ごみ袋」に入れて「燃えるごみ」として出しましょう

【指定ごみ袋に入らない枝(枝葉)を集積所に出すときは…】

▽直径10センチメートル以下かつ長さ50センチメートル以下に束ねて「粗大ごみ処理券」を貼り、**燃えるごみ**として出す。

▽指定ごみ袋以外の丈夫な袋(必ず「枝」と表示して「粗大ごみ処理券」を貼る)に入れ、**燃えるごみ**として出す。

※▽1回のごみ出しで50キログラム以下である必要があ

ります。▽枝(枝葉)以外のごみを入れた場合は回収されません。

【清掃センターに直接持ち込む場合は…】

雑草(落ち葉)、枝(枝葉)とも50キログラム以下は無料です。そのほか、量が多い場合は受け入れできないことがあります。※枝(枝葉)は、長さ1メートル以下である必要があります。

空き地の適正な管理をお願いします！

近年、「隣の土地に雑草が繁茂し、虫が発生したり、ごみが捨てられたりして困っているので指導してほしい」といった相談が多く寄せられています。管理が徹底されていない空き地は、周囲の景観や生活環境を損ない、ごみのポイ捨ての対象となりやすいだけでなく、犯罪や火災の発生の誘因にもなります。空き地の所有者は、土地の適正管理に努めるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)